

令和5年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年9月28日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 村田 弘行	2番 小菅 康子
	3番 田中 陽介	4番 山本 剛
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 石川 恵美	8番 服部 嘉雄
	9番 奥山文市郎	10番 益川 教智
	11番 東郷 克己	12番 山崎 敦志
	13番 山崎 有子	14番 稲垣 誠亮
	15番 荒川 泰宏	16番 橋 俊明
	17番 岩井智恵子	18番 鈴木 市朗

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	長尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第84号から議第109号まで及び請願第2号

(令和4年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他26件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午後1時00分） ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、9月7日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長から提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、奥山文市郎議員、第10番、益川教智議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第2、各委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第84号から議第109号まで及び請願第2号「令和4年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」他26件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、稲垣誠亮議員。

○14番（稲垣誠亮君） 第14番、稲垣誠亮です。

去る9月5日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について審査いたしました。が、質疑、委員間討議はありませんでした。

よって、議第102号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、岩井智恵子議員。

○17番（岩井智恵子君） 第17番、岩井智恵子です。

去る9月5日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める請願書について請願者から詳細な説明を受け、その後、請願者及び紹介議員に対し、委員から質疑を行いました。

委員からの「加齢性難聴、いわゆる高齢者になぜ限定されるのか。」との質疑に対し、請願者からは、「基本的には全ての年代の人ということが思いではあるが、取りあえず今回は65歳以上としている。」との答弁がありました。

また、委員から紹介議員に対し、「難聴者を8,161人と想定しているが、実施の場合の試算は30人とされている根拠と、1人当たりの金額の根拠は。」との質疑に対し、紹介議員からは、「滋賀県東近江市で実施されている基準に基づいて試算をした。東近江市では65歳以上所得制限なしで2万円、60人と計算し、120万円が計上されています。野洲市の人口は東近江市の44.4%であり、額も5万なら市民は助かると思うが、最低限

度として1人2万円、30人分で60万円という試算をした。また、今後の制度の拡大が希望である。」との答弁がありました。

また、委員からの紹介議員に対し、「財源は一般財源、介護保険、特定財源のいずれか。」との質疑に対し、紹介議員からは、「補聴器は医療機器で保険対象外となるので、一般財源を考えている。」との答弁がありました。

また、委員からの紹介議員に対し、「30人の数字は東近江市の例を参照にしている。その東近江市の60人は明石市の例を参照にされているが、明石市の人数算出の根拠を調べているのか。」との質疑に対し、紹介議員からは「明石市の算出根拠は調べていない。」との答弁がありました。

続いて、請願第2号について委員間討議を行いました。

委員間討議では、「この請願を採択する意味について、市民が請願をされるのは憲法上認められた権利ではあるが、議会で請願を採択するという事は、あらゆる観点から審査をし、議会全体で可否を判断する非常に重いものである。紹介する行為も責任を持って行わなければならない。一般財源からというのは税金で支出することなので、公平性が求められる。加齢性に限定しているということが公平性の観点から疑問に思う。算出した根拠、金額の妥当性等検討が十分ではない。」「難聴が生活の質を下げることや、本人の責任ではないので援助していくことはよいが、加齢性に限定をする必要はない。甲良町では医師の診断を受け、必要と認められ、身体障害者手帳を持たない方で18歳以上の方に上限4万円まで60万が予算化されている。」「30万の補聴器購入に対し4万円の補助で、どれだけの人が買えるのか、そのあたり、議論が必要。庁内と紹介議員との間で議論をしているのか。」「議論は昨年6月の一般質問以降していない。」「国に対して予算を求めていることは反対ではない。18歳以上の国民が生活の質を上げられるのは大事。少し煮詰まっていない感がする。」「年齢制限がない。加齢性に関わりのない補助を求める意味はよいと思う。加齢性であるなら、公平性の観点から国のほうで介護保険制度の中で考える方向性を願ひ出る。」「現在の介護保険制度では、福祉用具が保険対象とされているため、補聴器は医療機器ということで、保険対象外である。国における制度改正が必要だが、時間がかかる。今回の請願でも国の制度として実施ということを書いている。家庭や社会の中で話を通じず、疎外感のある高齢者に行政が寄り添ってほしい。」「母体は多いのに、実際のパーセンテージとしては少人数の人しか使っていない。議会から執行部に請求するとすれば、しっかり考えを詰めるべき。今回の請願とは別に、11月に市議会の役選があるが、委員

会として申し送りや、難聴問題を課題として進めてはどうか。」「2018年に日本耳鼻科学会で認定の補聴器の相談員がいるところで補聴器を適合購入された場合は医療費の補助を受けられることになっている。困っている方にこの制度を勧めてみてもよいのではないか。」との意見がありました。

採決の結果、本委員会において、請願第2号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、議第103号野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審査いたしました。質疑、委員間討議ともありませんでした。

よって、議第103号については採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第104号工事請負契約について（学校給食センター改修工事）について審査いたしました。

委員からの「集中工事期間を設けたことで、長期休暇の給食に影響が少ない期間と言っているが、例えば夏休みといってもゼロではないことから、本当に衛生面で大丈夫なのか心配の声を聞くが、見解を問う。」との質疑に対し、「工事の開始となる7月1日前には栄養教諭の衛生管理によるチェックと、調理師等による準備期間を設けている。工事の終わる8月31日で給食が始まるまでには、栄養教師、調理師の確認作業を行った上で執り行う計画であり、衛生面的には大丈夫かと思っている。」との答弁がありました。

また、委員からの「空調設備の改修工事について、今夏の猛暑の中で、全国的にも調理現場の職員の健康面では大変な思いをされていると思うが、しっかりと対応してもらえているということによいのか。」との質疑に対し、「衛生管理基準によって温度は25度以下、湿度80%以下に努めることになっている。これに見合った改修工事、設計で、能力的にもアップする。また、今ある見学通路は天井高が高くなっているが、低くすることにより、空調面での機器も改善するということと、職員がいる位置の空調のダクトを配置することによって、直接的に涼しさなりを感じる改修を考えている。」との答弁がありました。

また、委員からの「契約発注に関して、基本的には1億円以上の全体の工事、各工事の設計金額1,000万円を超える場合、分離発注というルールであると思うが、今回15億円という大きな金額だけを一括発注という形だが、理由を問う。」との質疑に対し、「一括発注をした理由として、1年程度学校給食センターを休業した上で工事ができるならば、

原則どおり分離発注が可能と考えていたが、協議の中で、工事に伴う給食の停止は最小限にとどめ、２年間で、それも７月１日から８月３１日までの各夏休み期間において集中工事を実施することになり、限られた期間に延滞なく工事がなされなければ、各年の９月からの給食開始にすぐさま影響を生じる。また、各年の工事開始前、終了後には調理師、栄養教諭等による準備、確認作業が必要となることから、２、３日の延滞が生じる場合においても、１日約６、０００食の給食提供に支障が生じてしまうことになる。よって、改修工事一括発注については妥当な選択であると判断している。」との答弁がありました。

また、委員からの「今回の発注予定は、今年度のスタート時点で出される市入札予定があるが、この１５億円の工事が載っていなかったことを確認済みと思うが、その理由を問う。」との質疑に対し、「本年度の発注見通しに学校給食センター改修工事が未掲載となっていた経緯とおわびをさせていただく。本年３月に総務課から学校給食センターへ、本年度の発注見通しに掲載するため、対象工事の有無について照会を受けたものの、給食センターにおいて総務課への報告を失念し、その発注見通しに未掲載となってしまった。教育委員会として、不適切な事務処理をしたことをおわび申し上げる。組織として、複数で対応し、再発防止に取り組む。」との答弁がありました。

また、委員からの「失念は改めてもらわなくてはならないが、これによって入札件数や内容に問題はないのか。」との質疑に対し、「有効な入札は６社、そのうち失格（最低制限価格以下）は３社になる。結果的には複数社が一般競争入札に参加していることから、問題はなかったと解釈している。」との答弁がありました。

また、委員から「７月の小中学校の給食が終わってから、８月始業前まで長期間にわたるこども園、保育園の子どもたちは毎日通園をしている。給食を別途考えると聞いているが、外注と理解してよいか。」との質疑に対して、「現状、小中学校では７月の夏休み前と２学期の開始により、８月の数日に影響が出ることとなる。幼稚園、こども園は７月の休み前のみならず、預かり保育期間も影響が出る。なお、関係機関とは既に協議を開始しており、今調整中である。現時点でこの対策として、小中学校ではコロナ禍でも実施した簡易な給食の対応を考えており、幼稚園、こども園では別々に対応する方向で調整している。」との答弁がありました。

議第１０４号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査をした結果、議第１０４号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第109号令和4年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について審査いたしました。質疑、委員間討議ともありませんでした。

よって、議第109号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第12番、山崎敦志議員。

○12番（山崎敦志君） 第12番、山崎敦志です。

去る9月5日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第105号工事請負契約の変更について（市営住宅永原第2団地4号棟新築（建築主体）工事）について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「今後湧き水が出る可能性はもうないのか。また、既設側溝を横断側溝へ変更するということについて、もう少し分かりやすく説明いただきたい。」との質疑に対し、「今回止水工事を行い、埋め戻し等も行っているので、今後湧き水が漏れることはない。また、既設側溝を横断側溝へ変更するというのは、老朽化した側溝等を今後のことを鑑みて、道路管理者と協議の結果新設するというものである。」との答弁がありました。

また、委員からの「同じ高さのものを建てるに当たって、掘削して水が出るというのは、私の経験上考えられないがどうか。」との質疑に対し、「実施計画時に土質の調査を行い、おおむね3メートルから5メートルまでについては湧き水が生じないという設計で行った。建物から向かって道路側については特に問題はなかったが、道路から奥のほうを掘削して湧き水が生じ、当初は予定していなかった。なお、既設の建物の解体の際にも掘削しており、その際にも湧き水は生じていなかった。今回新設した建物の基礎はおおむね2メートル50センチであるが、3メートルまでについては、市としても湧き水が出るとは想定し

ていなかった。そこで今回、全鋼矢板による土留め工を追加した。」との答弁がありました。

なお、議第105号では委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第105号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第106号市道路線の認定について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともありませんでした。

よって、議第106号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第107号令和4年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともありませんでした。

よって、議第107号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第108号令和4年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともありませんでした。

よって、議第108号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第16番、橋俊明議員。

○16番（橋 俊明君） 第16番、橋俊明です。

去る9月5日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月8日、11日及び12日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

また、9月21日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第 8 4 号令和 4 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第 8 5 号令和 4 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 8 6 号令和 4 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 8 7 号令和 4 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 8 8 号令和 4 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 8 9 号令和 4 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 9 0 号令和 4 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 9 1 号令和 4 年度野洲市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議第 9 2 号令和 4 年度野洲市下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議第 9 3 号令和 4 年度野洲市病院事業会計歳入歳出決算の認定について、以上 1 0 議案を議題として、9 月 2 1 日の決算特別委員会では、各分科会に分担いたしました令和 4 年度決算について、各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第 8 4 号令和 4 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、総務分科会長報告では、総務費で、委員からの「広報発行費について、『広報やす』を新聞折り込みしているが、近年新聞を購読している人が少ない。対策は。」との質疑に対し、「どのように広範囲に配布できるのか手法等は検討している状況である。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「庁舎等維持管理費について、備品購入したパーテーションについて、どの程度活用されているのか。また廃棄する予定はあるのか。」との質疑に対し、「庁舎窓口で設置して使用しており、職員内でも任意で提供している。使用していないものは保管庫で保管している。今後新型コロナウイルス感染症等の流行があった場合に活用していきたい。また、廃棄については処分費用がかかるため、現状では考えていない。」との答弁の報告がありました。

次に、民生費で、委員からの「生活困窮分野重層的支援体制整備事業費について、見守りマップの作成が 1 1 自治会となっているが、全自治会に照会した結果なのか。」との質疑に対し、「令和 4 年度から始めた事業であり、社会福祉協議会を通じて学区に 2 つほど見守りマップを作成している。見守りについては地域性によって異なるため、実態を見ながら進めた結果 1 1 自治会となった。令和 5 年度以降継続していく予定である。」との答弁の報告がありました。

次に、消防費で、委員からの「消防団活動費について、全国的に消防団員の確保が大きな課題となっているが、野洲市の消防団員の定数は。また、消防団員数が前期と後期を比較して、半年の間に 3 人退団されたのか。」との質疑に対し、「野洲市消防団員定数は 1 7

8人であり、半期の間に3人退団されている。」との答弁がありました。

次に、教育費で、委員からの「余熱利用施設管理運営費について、維持管理及びモニタリングの事業委託料約1,100万円について、PFI事業主をモニタリングしているのか。また入札の結果は。」との質疑に対し、「PFI事業主をモニタリングしている。入札は5社の応札があり、結果、1社と契約した。」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会長報告では、民生費で、委員からの「介護予防生きがい対策事業の老人クラブ活動助成事業で、市老人クラブ連合会に未加入のクラブに対して補助していないのはなぜか。」との質疑に対し、「老人クラブとして運営基準を満たしている団体が補助金の交付対象となる。活動実績から管理、審査することを地元に着して活動支援されている野洲市老人クラブ連合会に委ねることが最適である。野洲市老人クラブ連合会に加入されている単位老人クラブへ連合会を通じて補助金を交付している。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「介護・福祉人材確保緊急支援事業の入門的研修で、13名が受講されているが、就労につながったのか。また、定員は何人であったのか。」との質疑に対し、就労につながったことはない。就労も目的であるが、家庭で介護の力を付けていただくことも目的の1つである。定員については、今年度は20人である。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「民間保育所運営補助事業費で、私立認可保育園等運営補助金の一時預かり事業について、小規模保育所が2か所できた中で、本来の目的が達成できているのか。」との質疑に対し、「以前は待機児童の受け皿となっていたが、待機児童の減少により、通常の一時的預かりの状況に戻っている。」との答弁の報告がありました。

次に、衛生費で、委員からの「母子保健事業の乳幼児健診の実績で、10か月児や1歳6か月児に比べ、他の年齢の受診率が低くなっている。未受診者への対応は。」との質疑に対し、「乳幼児健診の未受診者にははがきで次の健診日に勧奨しているが、それでも未受診の場合は、健康推進課から直接保護者に電話連絡をしている。他市でも受診されている場合もあるため、必ず経過は確認、把握している。把握困難な場合は、家庭児童相談室と情報共有し、把握するように努めている。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費で、委員からの「教育振興事業費の小・中学校体育水泳授業に伴う施設管理業務等について、以前は施設のコーチの指導で、今回は学園の先生の指導であるが、その違いはどうであったか。また、老朽化したプール施設の整備と、バス利用による施設利

用の場合の費用対効果、比較を行われているのか。」との質疑に対し、「施設のコーチの指導は効果があったが、予算が高額になった。バス移動による教員の指導では、教員の引率、バスの添乗員、現地での監視員などの体制で課題がある。」との答弁の報告がなされました。

また、委員からの「総合学習推進事業費の具体的な成果と改善の余地は。」との質疑に対し、「学力・学習状況調査で一定の効果が出ているが、観点を明確にして文章を比較する、文章の論理の展開表現の効果について、小中学校とも弱い部分がある。自ら積極的に学習に進めない子どもたちが探究的に予算に向き合えるよう、学校現場でのさらなる授業改善が必要と思う。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会長報告では、衛生費で、委員からの「廃棄物最終処分場繰越分について、長寿命化計画に基づき施設の延命化を図ったとのことであったが、あと何年使用可能なのか。また、何年ぐらいを見越して延命化を図っているのか。」との質疑に対し、「令和16年度末に埋立てが満杯となることや、地元との協定が令和16年度末までとなっていることから、それまで使用できるように長寿命化計画を策定し、機能保全と延命化を図っている。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「廃棄物最終処分場について、地域活性化奨励金250万円の算出根拠は。」との質疑に対し、「蓮池の里第2処分場の建設の際の地元からの要望に対する回答の中で、250万円と回答している。その金額は大篠原のクリーンセンターと同額としている。」との答弁の報告がありました。

次に、農林水産事業費で、委員からの「漁港管理費について、あやめ浜の再生に向けて、ヘドロ除去や除草作業、湖底生物調査等を行ったとのことであるが、具体的な目的や効果の見通しは。」との質疑に対し、「目的としてシジミの再生の他に、湖底のヘドロ除去により水質改善を図り、除草作業や湖底生物の調査等により、あやめ浜を中心とする琵琶湖の環境改善を図っている。」との答弁の報告がありました。

次に、土木費で、委員からの「地籍調査費について、市内の調査対象地域のうち、約27%の調査が完了したとのことであるが、全体でどれだけのところを計画し、あと何地区残っているのか。」との質疑に対し、「地積調査においては全体計画は特になく、事業に賛同し、手を挙げられた自治会から順番に行っている。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「市街地整備管理費について、エレベーターの点検業務は毎月点検しているとのことであるが、不備は発見されているのか。」との質疑に対し、「エレベーターについてはフルメンテナンスを業務委託しており、仮に不備があった場合、その都度即時

に対応していただき、安全に利用できるようにしている。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第 8 5 号令和 4 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました。

委員からの「特定健康調査等事業の成果で、糖尿病重症化予防指導事業の参加者が少ない。費用対効果を高めるため検討が必要では。」との質疑に対し、「糖尿病重症化予防は、特定健康調査の結果を踏まえ、主治医から対象になり得る被保険者を選定、該当者には推薦状を付して案内を行い、最終的にご本人の承諾を得た上で事業に参加いただいた結果、毎年 30 人程度の参加となっている。」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第 8 6 号令和 4 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしましたが、特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

続いて、議第 8 7 号令和 4 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました。

委員からの「介護給付費準備基金積立金で、前年度のサービス利用率、給付が減ったことであるが、主にどのサービスが減ったのか。」との質疑に対し、「サービス利用減の原因として、コロナ禍の影響で、サービスの利用控えやサービス事業者の受入れ体制が不十分であった。」との答弁報告を受けました。

続いて、議第 8 8 号令和 4 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました。特に質疑はありませんでしたとの報告を受けたところであります。

続いて、議第 8 9 号令和 4 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました。特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

続いて、議第 9 0 号令和 4 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました。

委員からの「起債の償還は何年まで続くのか。」との質疑に対し、「予定では、令和 6 年度で借入金の残額は償還できる見込みである。」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第 9 1 号令和 4 年度野洲市水道事業会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました。

委員からの「有収率が 82.8% で、不明水等が 17.2% あるということであったが、この数字は他市と比較してどの程度か。また、不明水の原因は分析しているのか。」との質疑に対し、「有収率については、県平均は 89.5% である。なお、不明水の主な原因は漏水と考えている。また、水圧が他市よりも若干高いということも要因と考えられる。」との

答弁報告を受けました。

続いて、議第92号令和4年度野洲市下水道事業会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました。

委員からの「農業集落排水処理施設の公共下水統合に係る事業は、令和2年度に完了しているが、農業集落排水処理施設4施設の建物や土地の処分はどのように考えているのか。」との質疑に対し、「農業集落排水事業は公共下水道事業に全て切り替わっており、農業集落排水処理施設4施設については、市の防災倉庫や災害時における下水道BCPの代替拠点として活用していく考えである。」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第93号令和4年度野洲市病院事業会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました。

委員からの「事業収入に関する事項で、入院患者が減の状況で、医業外収益の落ち込みが大きい、その要因は。」との質疑に対し、「コロナの休業補償の補助金が前年度から減ったためである。」との答弁報告がありました。

次に、決算特別委員会に付託を受けた議案について、委員間の討議はありませんでした。

次に、採決について、議第84号、議第86号、議第87号及び議第93号の4議案については、審査の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第85号及び議第88号から議第92号までの6議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己君） 第11番、東郷克己です。

去る9月5日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月8日、11日及び12日に各分科会を、また21日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第94号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第6号）、議第95号令和5年度野洲市

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第96号令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第97号令和5年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第98号令和5年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）、議第99号令和5年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第100号令和5年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）、議第101号令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）、以上8議案について、9月21日の予算常任委員会で各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第94号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第6号）について、総務分科会会長報告では、第2款総務費で、「企画調査推進費について、土地購入費と病院事業会計負担金の組替えがあり、市が買い取ることから、土地売買契約書は必要ないとのことだが、A、Bブロックの各面積は。また登記の名義は市長か。」との質疑に対し、「野洲市が所有している財産を病院事業会計から一般会計へ所管替えするため、売買には当たらないと考えている。所管替えについては、簿価の額を根拠に行う。面積はAブロックが約5,400平米、Bブロックが約2,600平米で、合計約8,000平米である。また、土地は市有地である。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「野洲駅南口周辺整備の連携事業者に関する選定委員会の開催時期と開催回数は。」との質疑に対し、「連携事業者の公募開始が11月を予定しており、10月中に一度開催し、事業者の選定を年度末に予定しているため、令和6年3月に2回開催の合計3回を予定している。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「駅前整備構想について、文化施設の今後の方向性を受けて、検討委員会や特別委員会で改めて議論し進めていくことが望ましく、今回の選定事業者の予算を認めて進めていくのは拙速で乱暴ではないか。」との質疑に対し、「文化施設のあり方については10月頃提示する予定である。現時点において大きな影響は出ないという想定のもとに事務を進めている。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「選定委員会の予算を認めるに当たり、議論が十分尽くされているか等を考える必要があるが、検討委員会の議論が見えていない状況や、隣接する文化ホールがどうなるのかが示されていない状況を踏まえ、考えは。」との質疑に対し、「野洲駅南口周辺整備構想検討委員会の中で方向性を示して公募内容の概要を確認願う。その上で特別委員会で説明させていただき、市民懇談会の開催についても10月を念頭に事務を進めている。11月には公募を行う。いずれにしても整合は図れると考えている。」との答弁の報

告を受けました。

次に、文教福祉分科会会長報告では、第3款民生費で、「社会福祉費の介護保険施設等維持管理費の修繕料について、旧ふれあいセンターの活用状況と、修繕する火災報知器は何か所か。」との質疑に対し、「旧ふれあいセンターの約半分に小規模多機能センター、介護保険施設が入っている。火災報知器の修繕は玄関の1か所である。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「児童福祉費の家庭児童相談室運営事業費のショートステイ利用について、当初予算で見込んでいた件数と、今回の補正で見込んでいる件数は。」との質疑に対し、「当初予算では利用者の人数と利用日数を掛け合わせた日数で14日見込んでいた。今回の補正では予備を含めて194日を見込んでいる。」との答弁の報告を受けました。

次に、第4款衛生費で、委員からの「保健医療費の自殺対策計画策定業務が入札不調により約300万円の委託料を減額し、職員で作成されるが、何か策はあるのか。」との質疑に対し、「グループで精神保健を担っているため、グループで手分けして作成している。また、専門職の保健師、専門分野にたけた職員が協議しながら策定する。」との答弁の報告を受けました。

次に、第10款教育費で、委員からの「教育総務費の通学通園バス運行費について、補正額の内訳は。」との質疑に対し、「運転手不足が顕著な状況であり、主に人件費である。」との答弁の報告を受けました。

これに関連して、委員からの「通学通園バス運転委託料の増額は何が基準か。」との質疑に対し、「8月末の委託期間終了を迎え、事前に各業者から運転士の確保が難しいことを聞いていた。結果、入札は不落となり、市内関係業者と協議して対応したものである。」との答弁の報告を受けました。

次に、環境経済建設分科会会長報告では、第7款商工費で、委員からの「平家ゆかりの地野洲を訪れるスタンプラリーについて、今回第2弾ということであるが、第1弾の際の参加者数など、総括を伺う。」との質疑に対し、「第1弾の際の登録者数は1,045人で、13地点あったスタンプスポットのスタンプ取得数は4,948ポイントであった。なお、景品に応募された人数は県内が795人、県外が180人の合計975人であった。」との答弁の報告を受けました。

これに関連して委員からの「第3弾、第4弾という考えはあるのか。」との質疑に対し、「野洲市は平家に関わりの深いまちであるため、予算要求等を行いながら、平家ゆかりの

地である野洲をPRする事業を行っていきたい。」との答弁の報告を受けました。

次に、議第95号令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第96号令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第97号令和5年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第98号令和5年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）及び議第99号令和5年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑はなかったとの報告を受けました。

次に、議第100号令和5年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）では、委員からの「ポンプが故障したとのことであるが、ポンプは何台あるのか。また、今後も定期的に修繕は必要になってくるのか。」との質疑に対し、「ポンプの数については、取水ポンプや送水ポンプ等様々な種類があるため、詳細までは把握していないが、耐用年数が経過したものについては、今後水源地の更新工事に併せて、早期に更新していきたいと考えている。」との答弁の報告を受けました。

次に、議第101号令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）については、特に質疑はなかったとの報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について、委員間の討議を行いました。

委員から「野洲駅南口周辺整備事業官民連携事業者選定委員会に係る予算について、この選定委員会がどのような基準で事業者を選ぶかが重要で、はっきり中身が分からない状態でこの予算を認めることはよくない。特別委員会等でしっかりと説明を受け、議論し、判断すべき。異なる意見の方はぜひ討論願う。」との意見があり、他の委員から「文化ホールの方性もまだはっきりしていない状態であり、そこも含めて考えていくべき。十分に議論がなされたとは言えず、拙速である。」との意見がありました。

なお、その他の意見はありませんでした。

最後に、採決について、議第94号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第95号から議第101号までの7議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第94号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第6号）に対し、益川教智議員からタブレットに掲載の文書のとおり、修正の動議が提出されています。

これを併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君） 第10番、益川教智です。

それでは、議第94号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案についてご説明いたします。

本修正案は、この一般会計補正予算（第6号）について、第1条第1項のうち、5億4,453万2,000円を5億4,431万9,000円に、また279億5,718万5,000円を279億5,697万2,000円に改めるものであります。

歳入歳出補正に関しては、表をご覧ください。

修正理由について、ご説明申し上げます。

本補正予算には、野洲駅南口周辺整備事業官民連携事業者選定委員会の開催に係る費用が計上されております。しかしながら、現在市が進めようとしている計画は、野洲駅南口の一部のみを先行して開発させる計画であり、市のよりよい発展のためには、この駅前整備構想に含まれている文化ホール、また幼稚園、そして駐車場なども含めて、一体的に検討する必要があると考えております。

しかしながら、また仮に駅前の一部を先行して整備の方向性を固めるとしても、これまで駅前構想の核となっていた病院という機能が外れたことに対して、どのように人を誘引するのかという点について、十分な検討、議論がなされたとは言えません。

また、本予算は公募要項の策定から審査までの選定に係る一連の審議に関わる委員会のための予算であります。駅前をどのように整備するかについては、市民や有識者、また議会の意見を十分に反映させた上で進める必要があると考えます。

現在提示されているスケジュールでは、今後有識者や関係者で構成されている検討委員会の開催が予定されております。これまで数度開催された検討委員会において、十分な議論がなされたとは言えず、より一層皆さんでご審議いただく必要があると考えております。

また、現在同時並行的に、市内にあります文化3施設の統廃合について検討が進められておりますが、先ほども報告でありましたように、その方向性が10月に示されることが予定されております。これは、今回の駅前整備に大きな影響を及ぼすことは論をまちませ

ん。さらに、今後市民説明会が10月後半に開催予定であることや、議会における具体的な審議、特別委員会の開催も予定されていることを鑑みても、現段階において本予算を計上することは拙速であると考えするため、本修正案を提出するものであります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第94号に対する修正案について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第84号から議第109号まで及び請願第2号並びに議第94号に対する修正案について、討論を行います。

議第94号に対する修正案以外の議案については、討論通告書が提出されております。

この際、修正案についての討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時09分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第94号、原案及び修正案について一括して行います。

まず、第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己君） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。

議第94号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場から、特に修正動議が出された野洲駅南口周辺整備事業官民連携事業者選定委員会開催費用について、討論をいたします。

まず、この議案への判断の前提として申し上げておかねばならないことがございます。

今般議論になっております野洲駅南口周辺整備事業は、新病院の整備が駅前から体育館東側へ移動したことに伴う検討であります。この選定委員会の費用を含む補正予算の審議及び予算常任委員会採決を終えた先週末、病院整備費の高騰により、病院整備事業特別委員会及び臨時議会の開催の知らせを受けました。どの程度の予算上昇なのか、病院事業の採算は取れるのかなど、病院整備事業に関する重要な内容が分からない中で、病院整備地の変更を契機とした予算を採決せねばなりません。このタイミングで、事的前提条件である病院整備事業自体を揺るがしかねない情報の提供は、極めて遺憾であり、この場で苦言

を申し上げます。

しかし、推論や仮説を根拠とした判断はできない以上、これから申し上げる討論も、あるいはその後の採決に当たっての判断も、現在の病院整備方針に影響を与えないを前提として判断するしかありません。万が一その前提が変われば、当然判断を変えねばならないとあらかじめ申し添えます。

さて、本論に戻します。

今回提出された修正動議の提案理由や予算委員会における討論等で述べられた意見は、思いを共有する部分も多く、担当部署に何度も説明を求め、熟慮を重ねました。2次にわたるサウンディングに多数の事業者が参加され、野洲駅前整備に対する民間事業者の意欲が感じられるこの時期に、昨年11月の都市基盤整備特別委員会での全体のスケジュール説明のあった連携事業者選定委員会の費用に反対することは、野洲市にとってよい効果をもたらさないと判断し、原案に賛成をいたします。

以下、判断のポイントとなった理由を説明申し上げます。

提案理由で述べられている1点目、「隣接する文化ホールも含め一体的に検討する必要」については、事前に執行部から説明を受け、議論した結果、現在の文化ホールなどが立地する地域については、「従来の整備構想でも文化とスポーツのゾーンと整理されており、文化施設の再編計画でも大きな変更はない予定」との説明があり、これを前提としたAからCブロックの検討であれば、「一体的に検討」とも矛盾しないと判断できること。

「検討委員会においても、より一層の議論が必要」との指摘については、委員会を傍聴した印象として同様の思いもあります。しかし、一方で検討委員の「アンケートを取り、市民の意見を把握、反映すべき」との意見を受け、アンケート調査を実施し、広く市民や市外の方からも意見を集め、集計分析し、Aブロックでの必須提案機能の位置づけや、AからCブロックでの任意提案機能という2段階で市民の意見を反映させるなど、検討委員会が機能を果たしたという事実もあること。

「議会における具体的な審議もいまだなされてない」との指摘及び予算常任委員会の討論における関連する意見、「方向性がしっかり決まった中で、選定委員会にこういう形で選定してもらおうという具体的内容の説明を受けた上で審議し、判断すべき」との指摘については、最も共感を覚える主張であり、こうした段取りで進められることが私も望ましいと考えております。

しかし、冒頭に申し上げたとおり、今進められているスケジュールは、今年の都市基盤

整備特別委員会で説明を受け、議論を経た上で実行されていること、民間事業者の意見聴取など既に歯車が回り出していること、この2点を考慮すれば、選定委員会予算は認めるべきと考えます。

なお、議会のチェック機能は議決のみでなく、特別委員会や常任委員会、本会議など、あらゆる会議での議論や一般質問での問題提起など、全てがチェック機能であり、我々はそうした会議における言論により市政をチェックし、あるいは真摯な提案、提言により、市政をよりよい方向に動かす責任を負っております。したがって、この選定委員会予算を認めた後も、当然議会は事業者選定の過程、経緯について大きな関心を持ち、議会の責任を果たすべきであると考えております。

最後に、主権者たる市民の代表として、今後の事業の進め方について、留意いただきたい点を申し上げます。

選定委員会の会議は、各事業者の経営に関わるデリケートな情報が含まれるため、非公開と確認しました。これについては一定理解するものの、事業者決定のプロセスがブラックボックス化することは絶対に避けなければなりません。守秘と透明性、公平性を高い次元でバランスさせるよう、最大の努力をすること。野洲駅南口周辺の整備は、本市にとって極めて重要な事業であり、市の将来を左右する分岐点となります。事業のポイント、節目に当たっては、これまでに増して、市民や議会に対する丁寧な説明と議論の場を設けること。2点を申し添えます。

以上、議第94号に対する賛成討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、田中陽介です。

第94号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第6号）の修正案に対して、賛成の討論をいたします。

今回の補正予算案のうち、この野洲駅南口周辺整備事業官民連携事業者選定委員会の開催に係る費用の計上、こちらを修正する案に賛成するわけでありますがけれども、これは野洲駅南口周辺整備事業、これはもともと市民参加で非常に多くの時間をかけてつくられた構想がありました。そこに執行部案といいますか、駅前直結の、ロータリー直結の病院案がまた入ってきて、それに決定され、またその後、市長選を経てこの駅前病院が省かれという異例の展開をしてきた駅前整備の事業であります。

これは、そもそもの総合計画や駅前構想としっかり計画どおりに進んできたものである

なら、この段階でこの選定委員会の予算を認めてよいかもしれません。しかしながら、今の現状は、総合計画の改訂の手続も現在進めている最中、市民の意見を聞いている最中であり、そして、構想検討委員会についてもまだまだ検討中、そして先ほどもありましたように、文化施設の集約に関してもまだ検討中であり、

このように、駅前周辺整備に関わることが現在進行形であり、未確定のものばかりということがあります。どのような構想でどのように進めるのか、我々議会も現時点で市民に対しこれだと説明することができない中で、このような事業を先に進める予算を認めるということは、説明責任を果たせないことになると思います。

執行部のスケジュールでは、10月中に最後の検討委員会、そして市民説明会、そして議会の特別委員会が予定されております。さらには、文化施設集約にも10月中に一定の方向性が出るというようなことも聞いております。

もちろん、こうしたものの結果がどうなるか。それに対する賛否は、議員各位それぞれあると思いますし、私も内容に関してはまだはっきり分からないので、今は何も言えません。そう考えると、現段階において、アクセルもブレーキも踏める状態にないのではないかと私は思います。

ですので、ここは一旦立ち止まって、10月の結果をしっかりと10月の段階で議論をしていくことが議会の役割であると考えます。

現在職員の皆さんも検討委員会の皆さんも、そして開発業者の方々も、この駅前整備を市民のために、野洲をよりよいものにするために鋭意動いていただいているということでもありますから、結論ありきではなく、もう少し待ってもいいのかなと思います。

そして、議会として市民の皆さんにしっかりと説明できるような形で前に進んでいくことが必要だと思います。11月臨時もありますし、12月議会でも遅くはないと思います。ぜひ議員各位、議会の本来の機能と我々の職責を再度考えていただき、是非を選択いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第9番、奥山文市郎議員。

○9番（奥山文市郎君） 第9番、創政会、奥山文市郎でございます。

議第94号令和5年度一般会計補正予算（第6号）について、原案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

このうち、総務費、総務管理費、企画費、企画調査推進費の野洲駅南口周辺整備事業官

民連携事業者選定委員会の開催経費 21万3,000円の増額補正について述べさせていただきます。

当該地区の整備につきましては、今日までの紆余曲折の議論を経た後に、本年3月に駅南口周辺整備構想検討委員会を立ち上げ、整備構想の見直しや方針、さらには進め方などについて検討され、来月には最終の委員会が開催される予定となっています。その後には市民説明会も予定されており、順調なスケジュールの進捗と、市民コンセンサスを適正に得ようと執行部が努力されているものと認識しております。

今回の補正予算につきましては、本年11月から予定されている連携事業者の公募開始に当たり、その業者決定に至るプロセスの1つである委員会開催経費の予算であり、至極当然な予算計上であります。

また、Dゾーンにつきましても今回の検討エリアの中に入れてはどうかという意見もありますが、このゾーンは文化ホールが現存し、当該施設を含む文化施設のあり方については、本年10月頃には提示される予定であります。このA、B、Cブロックには大きな影響は出ないものと現段階では想定されています。

したがって、今回の予算計上は決して拙速ではなく、自然な流れで、タイムリーであると考えます。

また、本市が提案を求めようとしている民間企業は、本市の動向を注視しており、とりわけ市民の民意を反映する場であるこの議会の動きも大きな関心が寄せられております。

この駅南口周辺整備に係るスケジュールも、過去に議会にも示され、一定の理解を得ているものと認識しております。こうした流れに議会がブレーキをかけることは、本市のまちづくり方針に理解を示し、意欲と共感を持って開発を進めたいとする企業に対して、大きな不信感を与え、進出企業の門戸を入り口で狭めるものではないかという懸念も生じてきます。

さらには、去る25日には岸田総理が今回が実施する経済対策の柱の1つとして、成長力につながる国内投資促進を掲げられましたが、この追い風にも逆行するものでもあります。

加えまして、来る令和10年には本市に県立高専が開校される予定となっておりますが、そのアクセス駅となる野洲駅周辺には、学生や学校及び企業関係者がわくわくするような気品と活気ある都市空間をつくり上げることは、誘致した本市の責任でもあると考えます。

以上のことから、市民が心から待ち望む駅前開発に対しまして、決して遅滞することな

く、スピード感を持って取り組むため、委員会開催経費の補正予算の今定例会での計上は、適正かつ時宜を得たものであると考えます。

議員の皆様方、野洲市の将来の発展と財政運営向上のため、どうか良識あるご判断をくださるようお願い申し上げます。

以上のことから、今回の委員会経費補正を含む一般会計補正予算（第6号）につきましては、賛成させていただきますので、議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子君） 第2番、小菅康子です。

議第94号令和5年度一般会計補正予算の修正案について、賛成の立場で討論を行います。

この修正案は、野洲駅南口周辺整備事業官民連携事業者選定委員会の開催に係る費用が計上されていますが、これを削除するものです。修正案の提案説明にありましたように、駅前南口の整備につきましては、駅前全体をどのようにするのか、また、その中で現在野洲市の文化行政のあり方と方向をどうしていくのかなどで、文化ホール3施設の集約の問題で市民アンケートの結果が出された段階です。ですから、この文化ホールを含めて、駅前整備を市民の立場から検討すべき段階です。

しかし、この課題を含めず進めていくことは、将来の野洲市のまちづくりに責任を持つものではありません。この点では、現在市総合計画の見直しを進められていますが、この見直しは、これまで地域拠点2地域を総合体育館周辺を新たな拠点にして3地域にするというものです。この見直しでも、野洲市のまちづくりの大きな変更であるにもかかわらず、少人数の審議会で、僅か2回の開催で、新たに地域に設定するという答申をされています。

私は、現在野洲市にとって駅前整備、文化ホール、総合計画の新たな拠点設定などは全てに関連をしていますから、総合的にまちづくりの方向を審議する必要があると考えます。提案されています予算は、まだ十分な方向を定め切れていない中で進めるものと危惧するもので、本修正案に賛成します。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第84号について、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子君） 第2番、小菅康子です。

議第84号令和4年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

提案されています令和4年度一般会計決算は244億3,000万円で、前年度決算より6億4,300万円の伸びでありました。これは、コロナ禍における国の臨時対策交付金、ふるさと納税の伸び、法人市民税や固定資産税の大きな伸びがあります。

決算特徴は以上ですが、市民の暮らしや地域経済などは、とりわけ令和4年度は一層厳しいものとなりました。それだけに、市民の暮らしを守る、市民に寄り添う行財政でなければならないと思います。

その点から決算を見ますと、コロナ対策で国の臨時交付金事業ではありますが、学校給食費を半年間無料化されました。また、これまで市民からも繰り返し実施を求めてきました子どもの医療費助成が、令和4年10月から小学6年生まで拡充されました。さらに、中主及び北野小学校の大規模改修事業や総合体育館の大規模改修工事など、教育施設の整備をされるなど、市民の期待に応える事業も進められました。

しかし、一般会計全体を見た場合、市民の立場に立ったものであったのかどうか、問われなければなりません。

まず1点目に、市民の暮らしを守る面では、全体として負担強化とサービス後退であったと思います。

令和4年度はコロナ禍、雇用の悪化、実質賃金が下がる中、さらに物価が高騰しました。しかし、1年間課税を見送っていた都市計画税について課税をスタートしました。この件では、市内の自治会からも課税しないことを求める要望書が提出されましたが、この声に応えることなく課税をされました。

また、令和4年度では行財政改革の一環として一連の使用料、手数料の負担を強化する改正をされました。一連の使用料、手数料の値上げについて、危機的財政であるから、他に比べてこれまでが安かったからとして市民負担を強化されました。

また、令和4年度から同じく行財政改革として大学等修学金の廃止、さらに今日、自転車のヘルメット着用が強調される中、通学用ヘルメット補助も廃止されました。

このように、一連の市民サービスが廃止や負担強化されましたが、今議会の市長の決算の提案説明では、ふるさと納税を含む市民税、また固定資産税が大幅に伸びたと説明されました。これは整合性が合わないものと考えます。

2点目に、市行政のあり方の問題です。

令和4年度では、最大の行政課題の野洲市民病院の建設について、市長の整備方針が二転三転し、市長が決めた駅前Bブロックを熟考、凍結し、その後、総合体育館敷地に再々

変更されました。しかし、その進め方は、現在もそうですが建設地が適地なのか、また、市民と医師会との協議と合意など、行政が大事にすべき民主的な推進ではありません。私は、このままでは市民の期待の病院になるのか疑問であります。

なお、議第93号令和4年度野洲市病院事業会計決算の認定についても、同様の理由で同意できないことを表明いたします。

以上、市長におかれましては真摯に受け止められまして、今後の行財政運営をされるように求めて討論いたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君） 第10番、新誠会、益川教智です。

それでは、議第84号令和4年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案に対して反対の立場で討論いたします。

令和4年度は、令和3年度より引き続きの市長の熟考、そしてパワーハラスメントに始まり、最終的には議場における執行部の答弁拒否に終わった1年度でありました。

栢木市長は、公約であった病院の現地半額建て替えを早々に放棄し、その後に、駅前Bブロックでの整備方針を決定されました。ところが、2022年1月に突然の熟考という名のもとに、この病院整備を停止しました。

令和4年度にもその熟考は続き、5月によりやく特別委員会が開催され、新整備場所として、この総合体育館横を示し、現在に至っております。

この熟考中に関しては、議員からの質問に対してもただ熟考中であると繰り返すのみで、その間には、副市長の任期途中での辞任という出来事もあり、その理由として、市長が聞く耳を持たないためという報道もありました。

このような状況の中で、市長は一体誰に何を相談しているのか、はっきりと私たちには分からない、全く分からない、まさにブラックボックスの中から突然現れた総合体育館横での病院整備となりました。

この状態の中、令和4年度にも1か月以上この市民病院整備が遅れたことは、市民の健康、命というこの金銭的価値に代えがたい財産にとって、大きな損失であると言わざるを得ません。

また、この栢木市長の熟考の影響は、野洲駅南口整備にも影響を与えております。それまで市長の示していた駅前Bブロックでの病院整備を前提として、この整備構想の見直しが進められようとしておりましたが、この市長の熟考によって、そちらも停滞することと

なりました。

野洲駅南口は、本市の玄関口となる場所であり、これをどのように整備するかについては、市民、また有識者、関係者によって十分に議論されて進める必要があり、これはそのため、議論のための時間というものは必要であります。しかしながら、この市長の独断による熟考で本市のまちづくりが停滞するということは、この駅前の土地利用の機会損失でありますし、この財産の適切な利用という観点からも到底看過できるものではありません。

また、令和4年度1回目の定例会では、この栢木市長の職員に対するハラスメント行為についての調査関連費用、これが専決処分でされておりましたので、その認定がありました。

この本予算の執行自体は適切に行われ、その結果として、市長のパワーハラスメントが認定されました。

しかし、このような予算が計上されるということは、あってはならないことであります。行政の長たる者、この政策を進めるに当たっては、データによる裏打ち、また理由づけのもとに職員と十分に協議を重ね、理解を得る必要があると考えます。いかなる理由においてもこのハラスメント行為は認められません、自らのコミュニケーション不足を原因として職員へのパワーハラスメント行為、これを行うということは、この人権推進のまちを標榜するこの本市の市長としてあってはならないことであり、今後二度とこのような予算が提案されないこと、また、同時にハラスメント予防に向けた対策を取られることを願い、指摘するものであります。

さらに、このハラスメント調査関連費用として、最終的には約170万円の費用が必要となりましたが、このハラスメント行為の認定を受けた市長からの提案が、この市長報酬の30%、これを3か月減額するというものであり、これは計約70万円というものであります。

職員がこの市長のハラスメント行為によって被った精神的被害、これもまた金銭的価値では測れないものがあります。直接的にこの本市の財政への影響を考えますと、そもそも市長のハラスメント行為がなければ、この調査関連費用の計上というものはありませんでした。この170万円は不要であったものであります。そこからすると、最低限としてこの必要な経費、これと同額の減額が提出されてしかるべきだと考えますが、市長の提案が70万円の減額であり、約100万円の損失というものは、市長が本市に与えた直接的経済的損失であります。

また、言うまでもありませんが、この市長のハラスメント行為が全国的に報道されたことによる本市のイメージダウンは明らかであり、その有形、無形の悪影響は計り知ることはできません。

今ハラスメント行為は、全国ニュースで議員によるハラスメント、長によるハラスメント等々が日々報道されていますが、皆さんいろんな理由をつけて議員辞職をされないというこの先例を本市がつくってしまったということも私は危惧しております。

終わりに、この令和4年度最後の定例会での一般質問に対する答弁について述べます。

総合体育館横の地盤の安定性、これを保証するエビデンスについて質問した際に、その答弁として、「諸般の事情により一切の答弁を差し控える」というものでありました。その後、地盤調査の結果が明らかとなり、おおよそ執行部が当初想定していたものと大差はありませんでした。

しかし、今回問題としているのはその結果ではなく、そこに至る過程であります。事業を進めるに当たっては、先ほども述べましたように、しっかりとデータに基づく必要があります。そして、それを開示する必要があります。市の保有する資料及び考えをつまびらかにした上で進める必要があると考えます。市民病院整備という本市にとって最重要とも言える事業であれば、なおさらであります。上記の執行部からの答弁というものは、それに逆行するものであり、そのような手続に基づく行政運営というものは到底認められるものではありません。

以上のことから、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対するものであります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第86号及び議第87号について、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子君） 第2番、小菅康子です。

議第86号令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計決算に対して、反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療保険制度は、国民健康保険制度とは違って、それまでのどの医療保険に入っていようとも、そこから切り離して、75歳以上の高齢者だけを対象とする医療保険制度に強制加入させようとするものです。このような制度は、世界でも例を見ない医療制度でありまして、75歳以上という年齢で前期高齢と区別する根拠は全くありません。

この制度は、平成20年からスタートしましたが、そのときに厚生労働省の担当者が、

「この制度は医療費の際限なく上がっていく痛みを後期高齢者自らが感じ取っていただくものだ」と、高齢者への負担増をはばからない答弁をするなど、差別医療にほかなりません。

事実、昨年10月から単身世帯200万円以上、夫婦世帯320万円以上の世帯に、窓口2割負担が導入されました。収入が限られ、病気やけがの頻度が高い高齢者にとって、1割負担も決して軽くありません。経済的理由で受診をためらう高齢者が少なくない中で、2倍化による深刻な影響は計り知れません。今後2割負担になる対象世帯が拡大される危険もあります。受診控えは、結果重症患者が増えることにつながり、医療費を増大させることにつながりかねません。これまで頑張って生きてこられた高齢者の方々が、安心して医療が受けられる制度にすべきであることから、後期高齢者医療特別会計決算に対し、反対討論といたします。

次に、議第87号令和4年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に対して、反対の立場で討論をします。

2000年にスタートしました介護保険制度は、現在、令和3年度から5年度の3年間で第8期事業計画です。決算の令和4年度は第8期の2年目になります。

介護保険料は、第5段階の基準額で7万7,640円です。本市の介護保険料は、2町の合併時のときから比べると2倍近くになっています。また、県下19市町と比べても極めて高いものとなっています。

そもそも低い年金から徴収される介護保険料は、高齢者にとって大きな負担であります。これにより生活が苦しいなどの理由で滞納も発生しています。それだけに、3年間の保険料を決める事業計画は、精度の高いものにしなければならないと思います。

しかし、決算を見ますと、基金の状況、介護保険給付費準備基金は令和3年度末では2億3,735万6,121円でしたが、令和4年度末の現在高が4億1,279万7,689円となり、この1年間で1億7,544万1,568円も増えています。

また、現在、令和5年度介護保険事業会計補正予算が提案されていますが、これを見ますと、令和5年度末の基金残高見込みは5億531万6,000円にもなっています。

基金が増える大きな理由は、保険給付費が当初の見込みより減少したものだと思いますが、それにしても極めて大きな額です。

言うまでもなく、3年間の保険給付費は、高い精度をもって見込まないと、これが大きく変わると、おのずと被保険者の保険料に跳ね返ります。結果として、高い保険料を被保

険者に負担させたものとして同意できないものです。

また、本市でも特別養護老人ホームなどの施設整備が追いつかず、待機者も多く発生しています。深刻な問題です。野洲慈恵会とすみれ園の待機者は年々増えています。このままでは、まさに保険あって介護なしと言わなければなりません。低所得者の要介護者、待機者が、自分が住み慣れた地域で住み続けられる施設は特別養護老人ホームでありまして、にもかかわらず入所がままならないのは介護保険制度の矛盾です。住み慣れた地域で、安心して必要な介護が受けられる、そういう介護環境をつくることが市の責任だと思います。

以上、問題点を指摘いたしました。介護保険制度は、いわゆる国の制度であるから市議会サイドで議論をしても仕方がないという議論もありますが、決してそうではないと思います。よその町の市民のことではありません。野洲市の市民の介護に関わることから、制度の矛盾は国に意見を言うべきでありますし、市政自身も市民の立場に立って、精度の高い事業計画を策定していただきたいと思います。

現在、市では来年度からの第9期介護保険事業計画の策定に取り組んでいます。市民へのアンケートも実施されましたが、高い保険料やサービス料の軽減を訴える回答もあったと聞いています。

本市の高齢化率は年々増加していきます。介護が必要になったとき、安心してサービスを受けることができるよう、高い保険料の引き下げなど、介護保険事業の充実と改善を求めまして、反対の討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第93号及び議第101号について、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君） 第10番、益川教智です。

それでは、議第93号令和4年度野洲市病院事業会計決算の認定について、反対の立場で討論させていただきます。

紆余曲折あった結果、昨年9月より病院事業管理者として前川先生が来られ、そのための費用として年間約2,500万円が必要であるという担当部からの説明がありました。年度途中ですので、恐らく、たしかこれ1,700万ほどだったかと思えますけれども、前川先生を迎えるに当たって、担当課からは、所属する滋賀医科大学の医局とのつながりの重要性、そしてそこからの医師派遣を狙ってという説明でありました。

翻って、市立野洲病院の現状を見るに、病院の医業収益、昨年度約24億円のうち、11億円がこの整形外科関連の収益となっているという先日の一般質問での答弁がありまし

た。

その専門医が、令和5年度5月末時点で1名減られ、2名から1名になっており、この手術数の減少から収益が落ち込んでいるとの先日のこれもまた一般質問での答弁がありました。

令和4年度決算認定であります。この数字、病院のこの数字ですね、収益の落ち込みというのは令和5年度のほうで見えてくるものであります。令和4年度時点において、前川病院長のマネジメントのもと、整形外科医の1名の減少というものを防ぐべきであったと私は考えております。

また、現在、障がい者病床を試験的に運用しておりますが、その場合、通常よりも一層の看護師確保が必要となります。市立野洲病院においては、最低でも100名は確保したいとのさきの一般質問における福山病院長の答弁がありました。これ、担当課から頂いた資料によりますと、前川管理者就任の9月以降、この令和4年度末までに11名の退職があり、89名となっており、この市立化以降、最大110名いた頃から比べますと21名の減となっております。

これ1点補足ですが、この前決算の資料の中では91名だったかな、2名だったかなとなっておりますが、ちょっとここ数字のずれがありますが、担当課からの資料はこれで私は頂いております。

病院事業管理者というのは、医師確保のみならず、病院全体の運営を行っていただく必要があります。本年4月から内科医が2名来られたということで、この内科の充実が図られているということは大変喜ばしいことではあります。この地域の中核病院としてこの市立野洲病院がその機能を果たすためには、各診療科に医師、看護師が不足なく配置される、それでこそこの地域の病院として求められている役割を果たすことができると考えます。

これらのことを考えますと、当初前川先生に期待されていたこの役割というものを十分に発揮いただいたとは判断できず、これらのことから、前川先生におかれましては一層の奮起を期待するとともに、この令和4年度野洲市病院事業会計の決算認定に反対するものであります。

それでは、続いて議第101号令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）この原案について、賛成の立場で討論いたします。

本予算案には、現病院の東館の耐震補強に係る費用が計上されております。当初、半年

前には6,000万円を見込んでいるということでありましたが、今回は6,600万円で計上されており、その理由は、当初想定されていなかったこのアスベスト除去のためということでありました。今病院は運営されておりますし、そこでの市民の命、健康を守るこの病院というものが安全に利用できる状況をつくる、これは当然のことであり、それに必要な予算としてこの原案に賛成するものであります。

なお、本日明らかになったとおり、10月4日、6日に特別委員会、また臨時会で病院整備事業の債務負担行為の見直し、私は増額補正だと考えていますが、これが予定されておりますが、その内容いかんによっては、現病院における中長期的な運営、これも視野に入れる必要があります。そのために必要な予算として、本予算に賛成するものであります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、請願第2号について、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子君） 第2番、小菅康子です。

私は、請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める請願につきまして、賛成の立場で討論を行います。

野洲市でも年々高齢化率が高くなり、「耳が遠くなって話が聞きにくく、家族の話に入れない」、「外に出るのがおっくうになった」など、日常生活の中で困っているという声を多く聞きます。中には、家族や地域社会の中で孤立感を持っておられる方も少なくありません。

加齢性難聴による機能の低下は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす要因となり、鬱や認知症発症のリスクになるとも言われています。

難聴の改善には、早い段階から補聴器を使用することが有効だと言われていますが、補聴器には保険適用がなく、大変高額で、年金生活の高齢者の多くの人は購入することが難しいのが現状です。

しかし、ヨーロッパの多くの国では、医療の問題として公的補助が行われており、補聴器使用率が高くなっていますが、日本は全額自己負担のため、使用率が低いのが現状です。

高齢者になっても生活の質を落とさずに、心身ともに健やかに過ごすためには、難聴となった早い時期から適切に補聴器を使用することが認知症の予防となり、健康寿命を延ばし、ひいては医療費、介護費の抑制にもつながると考えます。

本来は国の制度として国が率先して行っていただきたいと思いますが、全国では独自に助成制度を行う自治体が増えてきています。滋賀県でも5つの自治体が実施しています。

野洲市でもぜひ助成制度をつくっていただきたいと思います。

この請願を審議しました去る9月13日の文教福祉常任委員会では、野洲市で想定される難聴者数に対して、補助制度を実施した場合の利用者数や財源について根拠が曖昧である、また、なぜ加齢性難聴者だけへの補助なのかなどが反対の理由とされました。もちろん行政が新たな制度を実施する場合は、それなりの合理性が必要なことは当然であります。しかし、私は行政及び議会において必要なことは、市民の切実な願いに耳を傾けることだと思います。

東近江市では、実施の理由について、「高齢難聴者の生きがい対策」と言っておられました。そのために、市として何ができるか、どこまでできるかを検討され、現在の補助制度を実施され、市議会も予算に同意されています。

ですから、今行政と議会に必要なことは、長年にわたり地域と家庭、社会に貢献されてきたお年寄りが、ご苦勞をされてきたお年寄りが、難聴のために社会に参加できなくなる、人と交われなくなる、こんな思いを高齢者にさせてはならない、少しでもこのような方々を増やしてはならない。そのために、高齢者に寄り添う、改善する温かい行政であるべきだと思います。財源でいうなら決して多額の予算を必要とするものではありません。

以上、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願に賛成いたします。議員皆様のご賛同をお願い申し上げまして、討論とします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己君） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。

請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める請願書に反対の立場から討論いたします。

まず、請願趣旨で述べられている内容、特に適切に補聴器を使用することで認知症の発症を軽減させ得る可能性については、国立研究開発法人国立長寿医療センター等の研究でも指摘されており、請願に込められた思いは理解し、受け止めております。

長寿医療センター等での研究が延長されるとの情報もあり、研究の深まりと効果的な対策に向けた実質的な議論を期待するものであります。

請願項目の1つ、国への補助制度創設を求める意見書については、特に反対するものではありません。これは、難聴のような地域性が特に見られない全国的、国民的課題に対しては、国の責任において一律の基準で実施され、市町村が対応するとしても、国の制度の上で、地域特性に応じた補完にとどまるべきと判断するからでございます。

2点目の野洲市独自の制度創設については、異論があります。

先ほど述べたとおり、国が全国民に公平な制度をつくり実施すべきということ、さらに、今回の要望が「加齢性難聴」と、高齢者に限定した支援としている点について、なぜ若年の難聴者を除外するかという公正、公平性の観点から疑問があること、また、追加で提出された資料に記載の他市を参考にした実施案では、難聴者の割合からはじき出された野洲市の加齢性難聴者の想定数8,161人に対し、事業の補助想定人数は30人と0.4%に満たないなど、議論を尽くしたとは到底言えないことがございます。

請願権は憲法で保障された国民の権利であり、市民がその思いを請願という形に取り、託されるのは当然尊重されるべきものであります。

一方で、市議会は市の意思決定機関、議決機関であり、予算については事業の必要性や公平、公正性、効率的かどうかなど、様々な観点からその是非を判断する重大な責任があります。しかるに、請願項目2点目の野洲市独自の制度創設については、そもそも事業の必要性や事業規模を含めた制度の構想、公平、公正性など、全く議論されておられません。特に予算を要する要望に対しては、請願を紹介する前に、その内容に対する検討や議論を開始するように議会に提案すべきであります。所管委員会の調査では、関係部署への状況調査、資料提供などの上で十分な議論が期待できます。

先ほどの討論で、東近江市では市として何ができるのか、どこまでできるか検討された結果、事業を実施されたという話がございました。野洲市ではそうした議論がございました。物事の順が反対理由の柱の大きな1つでございます。

本請願を審査した文教福祉常任委員会として、請願趣旨を受け止め、今後、委員会として調査検討すべき事案として、11月に改選される新たな文教福祉常任委員会に申し送ることを決定いたしました。改選後の委員会において、支援事業の必要性を含め、十分な調査と議論の実施を期待、希望するものでございます。

以上、請願に対しての反対討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を15時20分といたします。

（午後3時05分 休憩）

（午後3時20分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、ただいま議題となっております議第84号から議第109号まで及び請願第2号並びに議第94号に対する修正案の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は、議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、議第84号から議第109号まで及び請願第2号並びに議第94号に対する修正案の採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は、議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第94号令和5年度野洲市一般会計補正予算(第6号)に対する修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席ください。

起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第94号令和5年度野洲市一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議第84号令和4年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第84号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君）　ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第84号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第85号令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第85号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第85号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第86号令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第86号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第86号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第87号令和4年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第87号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第87号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 88 号令和 4 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 88 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 88 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 89 号令和 4 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 89 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 89 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 90 号令和 4 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 90 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 90 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 91 号令和 4 年度野洲市水道事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 91 号については、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第91号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第92号令和4年度野洲市下水道事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第92号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第92号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第93号令和4年度野洲市病院事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第93号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第93号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第95号令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第95号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第96号令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第96号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第97号令和5年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第97号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第98号令和5年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第98号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第99号令和5年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第99号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第100号令和5年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第100号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第101号令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第101号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第102号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第102号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第103号野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第103号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第103号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第104号工事請負契約について（学校給食センター改修工事）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第104号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第104号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第105号工事請負契約の変更について（市営住宅永原第2団地4号棟新築（建築主体）工事）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第105号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第105号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第106号市道路線の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第106号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第106号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第107号令和4年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第107号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第107号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第108号令和4年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第108号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第108号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第109号令和4年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第109号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第109号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める請願書について、採決いたします。

請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、請願第2号は原案について採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） 令和5年第5回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る8月29日から本日に至りますまで、31日間開催いただきました。令和4年度各会計決算の認定をはじめ、令和5年度一般会計補正予算など、提案申し上げました議案につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会の議案質疑、一般質問を通じまして、福祉施策、教育施策、産業振興、都市基盤整備など、様々な分野における施策に対して、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

議案におきましては、マイナポイントに係る事業費や、小学校施設整備費を含む補正予算をお認めいただきました。主な事業といたしましては、本年4月に発生いたしました国道8号からのトラック転落事故を受けて、さくらばさまこども園の園庭における安全を確保するための対策工事を実施するとともに、一級河川中ノ池川に設置している2基のフラップゲートの老朽化に伴う改修工事を実施し、安全対策に努めてまいります。

また、現野洲病院東館の耐震補強工事を進め、新病院が整備されるまでの間、患者さんや職員の安全を守り、引き続き安心・安全な医療サービスの提供に努めてまいります。

野洲駅南口周辺整備につきましても、官民連携事業者の選定委員会を開催し、野洲駅南口のにぎわい創出に向け、着実に事業を進めてまいります。

学校給食センターにつきましては、平成19年の稼働から15年以上が経過し、大型調理機器や空調設備の老朽化が進んでいます。本定例会で契約をお認めいただきましたことから、改修工事に着手し、これからも引き続き施設の適正な運営により、安心・安全な給食を提供してまいります。

結びに、議員の皆様におかれましては健康にはくれぐれもご留意をいただき、本市の発展のためにご活躍いただきますようご祈念を申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、令和5年第5回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後3時41分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年9月28日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 奥山文市郎

署名議員 益川教智